

言渡	平成31年4月25日
交付	平成31年4月25日
裁判所書記官	

平成30年(ネ)第1266号 損害賠償請求控訴事件

(原審 京都地方裁判所平成23年(ワ)第2500号, 平成24年(ワ)第2190号, 平成24年(ワ)第4037号)

(口頭弁論終結日 平成31年2月12日)



6

判 決

京都府向日市寺戸町中野20番地

控訴人兼被控訴人

向日市

(以下「一審原告」という。)

同代表者市長

安田守

10

同訴訟代理人弁護士

水野武夫

同

濱和哲

京都市西京区大枝沓掛町106番地

被控訴人

洛西建設株式会社

(以下「一審被告洛西建設」という。)

15

同代表者代表取締役

清水章

京都市西京区御陵谷町44番地1

被控訴人

株式会社大高

(以下「一審被告大高」という。)

同代表者代表取締役

辻本優也

20

上記兩名訴訟代理人弁護士

榎本比呂志

同

榎本倫晃

東京都葛飾区東金町一丁目38番2号

被控訴人兼一審被告洛西建設補助参加人

エバタ株式会社

(以下「一審被告エバタ」という。)

25

同代表者代表取締役

濱野浩一

同訴訟代理人弁護士 花 崎 浜 子
東京都港区芝二丁目5番10号

被控訴人兼控訴人兼一審被告洛西建設補助参加人

東ソー・ニッケミ株式会社

(以下「一審被告東ソー・ニッケミ」という。)

同代表者代表取締役 糟 谷 幸 則

同訴訟代理人弁護士 志 々 目 昌 史

京都市伏見区羽束師志水町50番地

被 控 訴 人 株 式 会 社 上 野 建 設

(以下「一審被告上野建設」という。)

同代表者代表取締役 上 野 隆 生

同訴訟代理人弁護士 吉 田 眞 佐 子

同 杉 山 潔 志

長野県千曲市大字小舟山495番地2

被控訴人兼控訴人 みすゞ産業株式会社

(以下「一審被告みすゞ産業」という。)

同代表者代表取締役 大 日 野 忠 久

同訴訟代理人弁護士 岩 下 智 和

同 岩 下 智 太 郎

(以下、上記6名を総称して「一審被告ら」という。)

主 文

- 1 一審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 一審被告洛西建設、同大高、同エパタ、同東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業は、一審原告に対し、連帯して1億4586万3100円及びこれに対する平成21年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 一審原告の一審被告洛西建設、同大高、同エパタ、同東ソー・ニッケミ及び

同みすゞ産業に対するその余の請求並びに一審被告上野建設に対する請求をいずれも棄却する。

4 一審被告東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業の本件控訴をいずれも棄却する。
5 補助参加によって生じた費用を除く第1, 2審を通じての訴訟費用の負担を次のとおり定める。

(1) 一審被告上野建設に生じた費用は一審原告の負担とする。

(2) 一審原告に生じた費用の5分の1, 一審被告洛西建設, 同大高, 同エバタ, 同東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業に生じた各費用の20分の1を一審原告の負担とする。

10 (3) 一審原告に生じた費用の5分の4は, 一審被告洛西建設, 同大高, 同エバタ, 同東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業の連帯負担とする。

(4) 一審被告洛西建設, 同大高, 同エバタ, 同東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業に生じたその余の各費用は, 同一審被告らの各自負担とする。

15 6 一審被告エバタの補助参加によって生じた費用は一審被告エバタの負担とし, 一審被告東ソー・ニッケミの補助参加によって生じた費用は一審被告東ソー・ニッケミの負担とする。

7 この判決は, 第2項に限り, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

20 1 一審原告

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告らは, 一審原告に対し, 連帯して, 1億4898万2950円及びこれに対する平成21年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25 2 一審被告東ソー・ニッケミ

(1). 原判決中, 一審被告東ソー・ニッケミ敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消部分に係る一審原告の一審被告東ソー・ニッケミに対する請求を棄却する。

3 一審被告みすゞ産業

(1) 原判決中、一審被告みすゞ産業敗訴部分を取り消す。

5 (2) 上記取消部分に係る一審原告の一審被告みすゞ産業に対する請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 控訴に至る経緯等

10 (1) 本件は、一審原告が、一審被告洛西建設から引渡しを受けた雨水流出抑制施設（都市計画法上の公共施設）に瑕疵があり、その取壊しや代替施設の築造などに多額の費用の支出を余儀なくされたと主張し、民法719条に基づき（一審被告洛西建設については、選択的に、「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針」による瑕疵担保責任に基づき）、当該雨水流出抑制施設の設置工事に関与したとする一審被告らに対し、1億4898万
15 2950円の損害の連帯賠償とこれに対する平成21年7月23日（漏水事故日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

(2) 原審は、当該雨水流出抑制施設には遮水シート溶着不良の瑕疵があり、その瑕疵によって漏水事故が発生したため一審原告が合計8165万1250
20 円の損害を被ったと認め、遮水工事を実際に施工した一審被告みすゞ産業及び遮水工事を監理すべき立場にあったとする一審被告東ソー・ニッケミに対し、上記損害を賠償し遅延損害金を支払うよう命じた。

しかし、原審は、一審原告の一審被告みすゞ産業及び同東ソー・ニッケミ
25 に対するその余の請求並びに他の一審被告らに対する請求の全部をいずれも棄却した。

(3) 一審原告は、原判決中敗訴部分の全部を不服として本件控訴を提起し、一

審被告みずぐ産業及び同東ソー・ニッケミはそれぞれの敗訴部分の全部を不服として本件控訴を提起した。

2 関連法令等

5 関連する法令等の定めは、原判決別紙2（72頁目から78頁まで）のとおりであるから、これを引用する。ただし、72頁10行目の「をいう」の次に「（なお、都市計画法施行令1条の2は、左にいう「公共施設」として「下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設」を定めている。）」を加え、77頁26行目と78頁7行目の各「引用者」を削る。

3 前提事実

10 当事者間に争いが無いが、証拠（後掲のもの及び引用に係る原判決掲記のもの）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は、次のとおり補正するほか、原判決2頁20行目から16頁23行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

15 (1) 原判決3頁23行目の「本件貯留槽」を「雨水流出抑制施設」と改め、24行目から4頁7行目までを次のとおり改める。

20 「ア 雨水流出抑制施設は、下水である雨水の排水施設であって、都市計画法4条14項所定の公共施設である。同法33条1項3号は、開発行為の許可要件の一つとして、雨水の排水施設について、当該地域における降水量及び放流先の状況などの地域環境に照らし、雨水排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような設計となっていることを要求している。また、同法32条は、開発許可を申請しようとする者は、開発行為に関係がある公共施設の管理者と事前に協議し、その同意を得ることを要求している。

25 イ 向日市開発行為等に関する指導要綱、同施行細則（甲32）及び向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針（甲5。以下「本件技術指針」という。）は、向日市において開発行為を行う事業主に対し、本件技

術指針に従った雨水流出抑制施設を設けるよう行政指導するものとしていた。

ウ 本件開発行為においては、開発区域内に一定規模の雨水流出抑制施設を設置する必要があったので、開発許可を申請しようとしていた一審被告洛西建設は、平成17年2月、雨水流出抑制施設等の公共施設の管理者となる一審原告に対し、事前協議を申し入れた（乙21，22）。

一審原告は、開発区域内に開設予定の北野台公園の地下に本件技術指針に適合した対策量（貯留量）727㎡の雨水流出抑制施設（以下「本件貯留槽」という。）を一審被告洛西建設が施工し、同公園の敷地とともにこれを一審原告に引き渡すこと等の公共施設に関する条件として本件開発行為に同意することにし、一審被告洛西建設がその条件の履行を承諾したので、平成17年6月、事前協議が調った（甲6，7，乙23）。」

(2) 原判決4頁16行目から20行目までを次のとおり改める。

「本件貯留槽は、製品名を「パネケーブ」というプラスチック製部材を組み立てた構造体（以下「パネケーブ構造体」という。）の周囲6面を、内側保護シート、製品名「ウルトラセンシート」という遮水シート（EVAシート）、外側保護シートの3層のシートで包み、外側保護シートの上から軽量モルタル（厚さ50mm）を吹き付けたもの（以下「パネケーブ槽」という。）と、パネケーブ槽に接続する点検枡，流入装置，流出装置とで構成されている。パネケーブ構造体は、いわば「内骨格」であって、それ自体に遮水機能も貯水機能もない。パネケーブ構造体を遮水シートで包むことにより水を貯めるパネケーブ槽が形成される仕組みとなっている。」

(3) 原判決4頁26行目の「貯留槽のパネケーブ」，6頁4行目，13頁3行目，14行目の「本件貯留槽」，13頁4行目，15頁7行目の「パネケーブ」，13頁15行目の「貯留槽」をいずれも「パネケーブ槽」と改める。

(4) 原判決5頁1行目の「本件貯留槽の構造体」，10行目の「組み立てられ

たパネケープ」をいずれも「パネケープ構造体」と改める。

(5) 原判決5頁11行目の「これらをさらに溶着して袋状にし」を「これらをさらに溶着し、後述のコンクリート製の点検枡に接合して袋状にし」と改める。

5 (6) 原判決5頁17行目から6頁3行目までを次のとおり改める。

「本件貯留槽の北東、北西、南東及び南西の4か所に、高さ約5.4mのコンクリート製の点検枡が設置されている(別紙6)。点検枡の側面には、パネケープ槽側の面にいくつかの開口部がある(別紙7)。点検枡の開口部とパネケープの開口部が接続され、点検枡の中にも雨水が貯留する。すなわち、
10 点検枡とこれに接合されたパネケープ槽とが一体となって雨水を貯留することになる。

点検枡には、上面に点検用の入り口があり、開口部を通して人がパネケープ槽の内部に入ることができる。

外部からの雨水は南西点検枡から流入し、本件貯水槽内部に貯留し、北東
15 点検枡の流出枡部分(開口部がなく雨水が貯留しない枡)下部に設置された2本のオリフィス管(流出管)を通じて流出枡部分に流れ、その最下部の流出孔から外部に流出する仕組みとなっている(甲23, 甲5.6)。流出量は、オリフィス管に設置されたバルブを開閉することによって調整することができる。」

20 (7) 原判決6頁6行目から12行目までを次のとおり改める。

「点検枡のコンクリート壁面に接着剤(テクボンド)を塗り、短冊状にカットした遮水シート(以下「捨て貼りシート」という。)を貼りつけ、パネケープ構造体の上面、底面、東面及び西面の4面を覆う遮水シートと捨て貼りシートを熱溶着する。さらに、捨て貼りシートの上から、又は捨て貼りシートと遮水シートとの溶着部の上から、フラットバーと呼ばれる細長いアルミ製のプレート(幅約4cm, 厚さ約3mm)で押さえて、点検枡のコンクリート

壁面との接合を補強する（フラットバーは、ボルトでコンクリート壁面に固定する。）。」

(8) 原判決6頁14行目の「本件開発行為」の前に「本件貯留槽設置工事を含む」を加える。

5 (9) 原判決7頁15行目の下に記載の表を次のとおり改める。

	実施日	施工内容	施工者	降雨
①	8.1～	設置場所の土砂を掘削した。	一審被告 上野建設	
②		点検枡を築造した。 また、パネケープ槽設置場所の底面に基礎碎石を敷き均し、転圧した（③と並行作業）。	一審被告 上野建設	
③	8.23～	点検枡の縁廻りにアスファルトプライマー（下塗り用接着剤）を塗布し、その上にテクボンド（接着剤）を塗布し、その部分に、捨て貼りシートを貼り付けた(8.23/24)。 一審被告大高が一審被告東ソー・ニッケミに、東側擁壁の水抜き穴（直径約75mm。以下「本件水抜き穴」という。）を閉塞するよう指示し、一審被告東ソー・ニッケミ又は一審被告みすゞ産業がこれを遮水シートで塞いだ。	一審被告 みすゞ産業、一審被告東ソー・ニッケミ	
④		東側擁壁内側に、パネケープ構造体	上に同じ。	

	<p>東面を覆う保護シート（外側）及び遮水シート（以下「東面遮水シート」という。）を垂らし、捨て貼りシート（③）と東面遮水シートを熱溶着した（ただし、下部の一部は角隅部処理のため熱溶着していない。）（8.24/25）。</p> <p>北東及び北西の各点検柵の間並びに南東及び南西の各点検柵の間をそれぞれつなぐように、遮水シート及び保護シート（外側及び内側）を貼り付けた。</p>		
⑤	<p>本件貯留槽設置場所底面に保護シート（外側）を敷き、その上に遮水シートを溶着しながら敷き（以下「底面遮水シート」という。）、さらにその上に保護シート（内側）を敷いた（8.26/27）。</p>	<p>上に同じ。 遮水シートの溶着は、一審被告みすゞ産業が施工した（以下同じ。）。</p>	
⑥	<p>東面遮水シートと底面遮水シートを熱溶着し、角隅部処理（④）をした上で、捨て貼りシート（③）と底面遮水シートを熱溶着した（8.27/29）。また、点検柵の捨て貼りシート接着</p>	<p>上に同じ。</p>	

		部分に、捨て貼りシートの上から、又は捨て貼りシートと遮水シートの溶着部の上から、フラットバーをあてがい、ピッチ約20cmでアンカーボルトを打ち付けた(丁2)。		
⑦	8.29～	設置場所底面のシート上に下板を敷き並べた。	一審被告 エバタ、一 審被告みず ゞ産業、一 審被告東 ソー・ニッ ケミ	8.30 に44 mm
⑧	～9.5	⑦の下板の上にパネケープを4段組み立てた(8.29は1段目の約3分の2まで。8.30は2段目の約5分の1まで)(丙5、戊3の8・9)。 なお、8月31日及び9月6日、一審原告職員が現場に立ち会った。	上に同じ。	
⑨		さらに遮水シートを熱融合しながら、組み立てられたパネケープ(パネケープ構造体)の西面及び上面を保護シート(内側)、遮水シート、保護シート(外側)で覆い(以下、上面を覆う遮水シートを「上面遮水シート」という。)、順次、各面の遮水	一審被告 みずゞ産 業、一審被 告東ソー ・ニッケミ	9.7に 33mm

		シートの端部を点検枘の捨て貼りシートに熱溶着し、⑥と同様にフラットバーで押さえた。		
⑩		パネケーブ構造体を覆う保護シート（外側）の表面にモルタルを吹き付けた。	一審被告 大高	
⑪	9.30 ～10.7	本件貯留槽の周囲に土砂を埋め戻し、転圧した（本件貯留槽西側，南側，上部，東側の順）。 埋戻し土には，セメント系の固化剤を混ぜた改良土を用いた。西側は数層に分けて埋戻し・転圧したが，東側は，土を地表面まで埋め戻してから小型転圧機で転圧した。		

(10) 原判決12頁3行目の「68mm（午前4時まで）」を「109mm」と改め、7行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

「午後6時台 32mm

午後7時台 9mm」

5 (11) 原判決12頁10行目の「（本件事故）」を「（以下「本件事故」という。）」と改め、12行目の「概ね」から13行目の末尾までを「西側（本件貯留槽側）が高く，東側（車庫やインターホンは東側の道路に面して設置されている。）が低くなっており，東側の地盤は東側擁壁のL字基礎の底部より約2m25cm低い（車庫は西側の地盤からみて地階に位置する。）」。また，インターホンは，東側の地盤からみて約120cmの高さにある（甲23，25，33）。」と改める。

10

(12) 原判決12頁14行目の「同日午前9時頃から流出状況を確認し，」を「同

日午前9時頃、上記住宅の住民から連絡を受けて現場に駆け付け、漏水の状況を確認したが、その時点で本件貯留槽は満水であった。一審原告職員は、」と改め、20行目の「止んだ」の次に「が、その時点で本件貯留槽には半分程度水が溜まっていた」を加え、21行目の「平成21年10月8日から同月20日まで」を「平成21年9月15日頃から同年10月20日頃まで」と改め、23行目の「12」の次に「、23」を加え、24行目の「同月」の次に「1日及び」を加える。

(13) 原判決14頁1, 2行目の「3月2日から同月26日まで」を「3月16日から同月18日まで」と改め、2行目の「東側擁壁との間」の次に「(以下「東側空間」という。)」を加える。

(14) 原判決14頁8行目から12行目までを次のとおり改める。

「注入工事は、東側空間の22箇所、北東点検枡と北西点検枡との間の2箇所の合計24箇所について、1箇所当たりの注入量を810ℓ、注入圧力0.2MPaを基準値として、ボーリング機を使用し所定の深さまで削孔して注入剤を注入し、以降、25cmずつ引き上げて注入剤を注入することを繰り返すという方法で行われた。その結果、24箇所中18箇所では予定通り15ないし16回に分けて合計810ℓの注入剤が注入されたが、東側空間の最も北側(甲26の3頁目のNo22。パネケープ槽の北東角の外側に当たる部分)では、注入圧力が基準値に達しなかったため、注入を3回で中止し、注入量は162ℓに止まった(甲26, 54, 69)。」

(15) 原判決15頁24行目の「撮影した」の次に「が、注入剤の固まりは一番下から高さ2m前後の範囲に認められ、後記(24)ア、イの異常は注入剤の固まりに埋もれた状況で発見された」を加える。

(16) 原判決16頁6行目の「40」の次に「、66」を加える。

(17) 原判決16頁7行目から14行目までを次のとおり改める。

「ア 東面遮水シートと捨て貼りシートが溶着されていないか、溶着後に剥離

したと思われる部分が、一番下から高さ約70cmまでの範囲に認められた
(以下「北東角解離部分」という。)

イ 本来はパネケープ槽の底面まで固定されているべきフラットバーが、高
さ約150cmより上にしか存在せず、その部分で引きちぎられたような形
跡が認められた。」

4 争点及び争点に関する当事者の主張

原判決16頁25行目から48頁17行目までに記載のとおりであるから、
これを引用する。ただし、次のとおり補正する。

(1) 原判決17頁5行目の「遮水シート同士又は」を削り、6行目の末尾の次
に「なお、北点検枡接合部(上)のフラットバーに浮力を原因とするたわみ
が生じ、同部分から漏水が確認できたことからすれば、北点検枡接合部(下)
からも漏水があったというべきである。」を加える。

(2) 原判決18頁11行目の「約半分であったこと」の次に「本件貯留槽の
水位が約半分もある時点でインターホンからの水の流出が止んだこと」を加
え、「漏水」の次に「があったことや、これによって本件事故が発生したこ
と」を加える。

(3) 原判決18頁19行目の冒頭の前に次のとおり加え、改行の上、同冒頭の
「ア」を「ウ」と、25行目の「イ」を「エ」と改め、19頁6行目の「イ」
以下を改行する。

「ア(ア) 平成24年4月17日の現地立会いで確認できたのは、その時点で、
東面遮水シートと、北東点検枡内側の遮水シート(捨て貼りシート)と
の間に隙間(解離)が存在した事実にはすぎない。注入剤の注入工事以前
に東面遮水シートと捨て貼りシートの溶着部分が解離していた事実が確
認できたわけではない。

イ 甲33, 丁10(各枝番)の映像等によれば、1mより少し上の高さ
から2mより少し上の高さまで、北東点検枡のコンクリート壁面に貼ら

れた捨て貼りシートと東面遮水シートの間から大量の注入剤がパネケーブ槽内に流入して固まっていることが確認できる。すなわち、北東角解離部分（底面からの高さ約70cm）の上部にまで注入剤が流入して固まっているのである。

5 (ウ) さらに、上記映像等には、東面遮水シートの外側にあるはずの保護シートがなかったり、映像の途中で遮水シートがすり替わっていたり、施工当時のものとは異なるボルトのようなものが写っていたりするなど、理解し難い点が多々ある。また、同部分の接合は、施工が困難又は不可能な方法でされていることが確認できる。

10 (エ) 以上は、施工不良によって北東角解離部分が発生していたと考えるには不自然な状況であり、施工当時の遮水シート（捨て貼りシート）が平成24年4月17日の現地立会までに付け替えられた可能性がある。すなわち、一審原告は、東側空間への注入工事やパネケーブ槽解体の過程で、施工当時の東面遮水シートと捨て貼りシートを破断してしまったため、同日の現地立会までに、当初の捨て貼りシートを廃棄した上で、遮水シートを短冊状にカットして点検柵に固定し、捨て貼りシートを付け替えた可能性があるといわざるを得ないのである。

15 イ 一審原告が、日水コンからの提案（甲23）にもかかわらず送煙試験、水張り試験、ファイバースコープ等による漏水箇所の確認を行わず、本件貯留槽の再利用を目的とした偏土圧対策として注入工事をしているのは、一審原告自身、本件事故の原因が本件貯留槽にないことを認識している証左である。」

20 (4) 原判決19頁10行目の「1」を「(1)」と改め、16、17行目の「本件貯留槽と東側擁壁との間（以下「東側空間」という。）」を「東側空間」と改める。

25 (5) 原判決20頁7行目の「北側点検柵」を「北東点検柵」と改める。

- (6) 原判決20頁10行目の「本件貯留槽」, 21頁11行目の「本件貯留槽構造体 (パネケープ)」, 26行目の「パネケープ」, 26頁11, 12行目の「本件貯留槽構造体 (パネケープ)」をいずれも「パネケープ構造体」と改める。
- 5 (7) 原判決20頁12行目の末尾の次に「なお、北東角解離部分が、当初から遮水シートと捨て貼りシートが溶着されていないことによるものであったとしても、十分な転圧、締固めが行われていれば、埋戻し土自体が壁の役割を担い本件事故のような態様による漏水事故が生じることはなかったから、埋戻し・転圧不良と本件事故との間に因果関係は認められるというべきである。」
- 10 を加える。
- (8) 原判決21頁8行目の「北側、」を「北東点検枡の捨て貼りシート」と改め、14行目の「東面シート」を「東面遮水シート」と改め、24行目の「下面遮水シート」を「底面遮水シート」と改め、25行目の「パネケープ」を「パネケープ」と改める。
- 15 (9) 原判決22頁3, 4行目の「本件貯留槽 (遮水シートを含む。)」, 24行目, 25行目, 23頁2行目, 3行目, 25頁11行目, 19行目, 26頁8行目, 14行目, 17行目の「本件貯留槽」, 24頁13行目の「本件貯留槽 (遮水シートを含む。)」, 13, 14行目の「本件貯留槽 (同)」をいずれも「パネケープ槽」と改め、25頁15行目の「本件貯留槽」を「パネケープ槽 (吹き付けモルタルを除く。)」と改める。
- 20 (10) 原判決27頁1行目の「みすゞ産業」を「一審被告みすゞ産業」と改め、6行目の「北側」を「捨て貼りシート」と改める。
- (11) 原判決27頁11行目末尾の次に「甲66の資料③の写真によれば、引き裂かれた捨て貼りシート上に残された溶着痕 (剥離痕) が確認できる。溶着部分に対する左右水平方向の力 (引っ張り力) に耐え得る強度 (せん断強度) として80N/cm以上との基準が定められているが、上下垂直方向の力 (引裂
- 25

き力)に耐え得る強度(引裂強度)の基準は定められていない。これは、そもそも溶着部分に上下垂直方向の力が働くことは想定されていないためであり、仮に上下垂直方向の力が働いた場合には、はるかに弱い力で溶着部分が剥離される。北東角解離部分の写真によれば、上下垂直方向の力(引裂き力)によって溶着部分が剥離したと認められるところ、一審被告みすゞ産業は、せん断強度80N/cm以上との基準に従って正しく施工しており、引裂き力による剥離の事実をもって溶着不良を認めることはできない。」を加える。

5
10
(12) 原判決36頁4行目の冒頭の前に「一審被告エバタは、遮水シートの設置工事を含むパネケープ槽の設置工事一式を請け負い、同工事を一審被告東ソー・ニッケミに発注したものの、パネケープメーカーとしての責任の下、請負業者が行った遮水シートの設置工事を含む工事の適正を自ら確認し、注文者である一審被告大高に引き渡す義務を負っていたものであるから、平成19年最判にいう「設計、施工者等」に該当する。また、実際にも、」を加える。

15
20
(13) 原判決38頁15行目の冒頭の前に「一審被告大高は、本件貯留槽の設置工事一式を請け負い、造成、埋戻し等の土木工事については一審被告上野建設に、パネケープ槽の設置工事に関しては一審被告エバタに発注したものの、工事が完了した後は、本件貯留槽の設置工事が適正になされていることを確認した上で本件貯留槽の引渡しを受けて一審被告洛西建設に引き渡すべき立場にあるから、平成19年最判にいう「設計、施工者等」に該当する。また、実際にも、」を加える。

(14) 原判決41頁6行目の末尾の次に「以上によれば、一審被告洛西建設は、平成19年最判にいう「設計、施工者等」に該当するというべきである。」を加える。

25
(15) 原判決43頁18行目の冒頭から21行目末尾までを次のとおり改める。

「⑩ 被害住宅6戸への断熱塗装工事(既実施分)

158万7300円

⑪ 断熱塗装工事費（未実施分） 19万0350円

5 (16) 原判決47頁19行目の末尾の次に「なお、一審原告が、本件貯留槽に実際に水を流入させて水漏れがないか否かを確認するなどしていれば、この時点で水漏れが発見できていたものであり、その場合、本件貯留槽を補修するための費用は、1461万6000円を上回らなかった。」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 北東角解離部分について

10 一審被告東ソー・ニッケミは、北東角解離部分の上部にまで注入剤が流入して固まっていることを指摘し、施工当時の遮水シート（捨て貼りシート）が平成24年4月17日の現地立会いまでに付け替えられた可能性があると主張する。

15 しかしながら、丁21によれば、注入剤は空隙があれば上にも広がって充填されていく性質を有していると認められるから、北東角解離部分から漏れ出した注入剤が遮水シートと内側保護シートとの間の空隙を下方向のみならず上方向にも広がって固まったと考えることは可能であり、これを否定する証拠はない。北東角解離部分の上部にまで注入剤が流入して固まっていることは何ら不自然なことではなく、捨て貼りシートが付け替えられた可能性を示唆する事情とはいえない。

20 また、一審被告東ソー・ニッケミは、甲33、丁10（各枝番）の映像等によれば、東面の保護シート（外側）がなかったり、映像の途中で遮水シートがすり替わっていたり、施工当時のものとは異なるアンカーボルトが写っていたりするなど、理解し難い点が多々あるなどと主張する。

25 しかしながら、上記映像等は、一審原告職員が、再設置工事中に本件貯留槽の内側に注入剤の固まりを発見し同作業を一時中断して撮影したものであるため（前提事実(23)）、現場保存が十分になされておらず、東面の保護シート（外

側)の状況が確認しにくいなどという点は認められるが、映像の途中で遮水シートがすり替わっていたり、施工当時のものとは異なるアンカーボルトが打ちつけられたりしているなどの状況は確認できないし、上記映像等が撮影された翌日(平成24年4月17日)には、一審被告らの一部の関係者が直接現地で東面遮水シートと北東点検柵との接合部分の状況を確認しているのであるから(前提事実(24))、保護シート(外側)が存在しないとか、遮水シート(捨て貼りシート)やアンカーボルトが施工当時のものと異なっているなどといった異常があったのであれば、同人らが気付かなかったとは考え難い。本件貯留槽の構造(前提事実(4))や施工方法(前提事実(6))等からすれば、そもそも一審原告職員が、遮水シートやフラットバーを細工して北東角解離部分を作成することが可能であったとも考えにくいところである。

よって、一審被告東ソー・ニッケミの上記主張は採用できない。

2 本件貯留槽の瑕疵について(争点(1))

当裁判所も、本件貯留槽からの雨水漏出が本件事故の原因であり、かつ、その漏出は北東角解離部分からのものであると認めるのが相当であると判断するが、その理由は、次のとおり補正するほか、原判決4-8頁21行目から51頁13行目までのとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決49頁18行目の「弁論の全趣旨」の前に「甲24、 (原審)」、」を加える。

(2) 原判決50頁1行目から51頁13行目までを次のとおり改める。

「イ 一審被告らは、雨が止んだ約5時間後の平成21年7月22日午前9時30分頃にも本件貯留槽が満水に近かったこと、流出口のバルブを開いた約8時間後の同日午後7時頃にも本件貯留槽の水位が約半分もあったことは、本件貯留槽から漏水があったことと矛盾する、すなわち、本件貯留槽から漏水があったのであれば、本件貯留槽の水はもっと減っているはずである旨主張する。

しかしながら、平成21年7月19日の午後5時ころから降り始めた雨は、同月22日午前4時まで合計147mmにも達していたこと（前提事実(2)）；本件開発行為の開発区域は概ね西から東に向かって下る斜面をなしており、面積は1万2794.50㎡にも及ぶこと（前提事実(2)）からすれば、雨が止んでもただちに本件貯留槽への雨水の流入が止まるとは限らない。また、同月22日の午後6時台には再び雨が降り出し、1時間に32mmの降雨を観測していることからすれば、午後7時頃に本件貯留槽の水位が約半分であったことも本件貯留槽からの雨水漏出の事実と矛盾するとはいえない。

また、一審被告らは、本件貯留槽の水位が約半分も残っている時点でインターホンへの浸水が止んだことも、本件貯留槽からの雨水漏出が本件事故の原因であることと矛盾する旨主張するが、本件貯留槽の水が残っている段階で地盤面から約120cmの高さにあるインターホンへの浸水が止まることが物理的に起こり得ない現象であるといえるかは疑問である（なお、インターホン以外の部分への浸水は同月22日より数日後まで続いていた。前提事実(3)）。

よって、一審被告らの上記主張は採用できない。

ウ さらに、一審被告らは、本件貯留槽の供用開始後、本件事故までにも降雨が確認された日はあったが、このような事故は生じていなかったことも指摘する。

しかしながら、本件貯留槽の供用開始から本件事故までの間、本件事故直前の多量降雨（前提事実(2)）に匹敵するほどの降雨はなかったものと認められる（弁論の全趣旨）。本件貯留槽からの雨水漏出量が少なければ、近隣住宅等への浸水被害に至らないことは十分に考えられるのであるから、一審被告らの上記指摘を容れて、本件貯留槽からの雨水漏出が本件事故の原因であることに疑いを差し挟むことはできない。

エ 一審被告東ソー・ニッケミは、北東角解離部分から漏出した雨水が、その東側の住宅のインターホン（GL 120 cmの柱状構造物の先端）まで浸水することは考え難い、北東角解離部分から雨水が漏出したとしても、保護シートや土によって阻害されるし、東側擁壁の基礎の更に下を漏水が通過することは考え難いとも主張する。

しかしながら、北東角解離部分から漏出して地盤に浸透した雨水は、地盤中の透水性の高い箇所（水みち）を流れると考えられるところ、東側擁壁は元々西から東に下る傾斜地を掘削した土地に設置されたから（前提事実(2)）、その基盤の下に西から東に向かう水みちが存在している可能性は十分にあること、インターホンが設置されている柱状構築物（甲25）には配線を仕舞う内部空隙が存すること、北東角解離部分よりインターホンの方が低位に位置していること（前提事実(3)）からすれば、北東角解離部分から漏出した雨水が、上記インターホンの柱状構造物の先端まで浸透することは物理的に十分可能である。

よって、一審被告東ソー・ニッケミの上記主張は採用できない。

オ さらに、一審被告東ソー・ニッケミは、本件貯留槽の容量不足や、当時本件貯留槽の流出口のバルブが十分に開かれていなかったことを根拠に、その内部の水が点検枡上部のグレーチング（溝蓋）の開口部より地上に溢れたために生じた可能性がある旨主張する。

しかしながら、本件貯留槽が満水になると、それ以上内部に雨水が流入することがなくなるのであり、本件貯留槽に流入しないで溢れた上流からの水は、側溝等から溢れその周辺に被害をもたらすか、側溝等や地表を低所に向けて流れて窪地で被害をもたらすかもしれないが、本件貯留槽東側の住宅敷地の地盤中に浸透するとは考え難い。一審被告東ソー・ニッケミの上記主張も採用できない。」

(3) 原判決51頁13行目の末尾の次に、改行の上、次のとおり加え、14行

目の「(3)」を「(4)」と改める。

「(3) 以上のとおり、本件貯留槽には、本件事故当時、その北東角解離部分において遮水がされておらず、雨水が外部に漏出する隙間が存在するという瑕疵（以下「本件瑕疵」という。）があったといえることができる。」

5 3 北点検枡接合部（下）の遮水シートの剥離又は破断について

一審原告は、北側点検枡の上部接合部のフラットバーにたわみが認められ、注水試験の際、同部分からの漏水が確認されたことを根拠に、浮力により上向きの強い引っ張り力が加わったことが推認できるとして、北側点検枡の下部接合部の遮水シートの剥離又は破断と同部分からの漏水の事実を主張する。

10 しかしながら、本件貯留槽の上には、再設置工事のため最大105.80tもの重機等が搬入されたから（前提事実(20)、原判決別紙8）、北側点検枡の上部接合部のフラットバーのたわみはこれが原因となった可能性も否定できないこと、北側点検枡の上部接合部と下部接合部の施工方法は異なる可能性があること（甲22の6頁）、最終的にパネケープはすべて撤去されたが、北側点検枡の下部接合部における異常は確認されていないこと（ （原審）、弁論の全趣旨）からすれば、北側点検枡の上部接合部の異常をもってその下部接合部の異常を推認することはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

15 4 本件瑕疵の発生原因について（争点(2)）

当裁判所も、本件瑕疵は、北東角解離部分の遮水シートの溶着不良、すなわち、北東角解離部分における東側遮水シートと捨て貼りシートが溶着されていなかったか、設計上想定される外力に耐える程度の溶着がされていなかったという施工不良によって生じたのであって、東側空間の埋戻し・転圧不良や施工途中に溜まった雨水の浮力によって生じたとは認められないと判断するが、その理由は、次のとおり補正するほか、原判決52頁4行目から60頁1.8行目までのとおりであるから、これを引用する。

25 (1) 原判決58頁11行目から18行目までを次のとおり改める。

しかし、前提事実(23)及び(24)のとおり、北東角解離部分には、捨て貼りシートを点検枡に固定するフラットバーが約150cmの高さでちぎれ、その下部が欠損していたという異常な状態があったのである。しかも、ちぎれたフラットバーは、注入剤の固まりをバールで取り除いた後も発見されなかったの
5 であるから () (原審))、上記の異常な状態は、ちぎれたフラットバーを取り除くことが可能な時期、すなわち、パネケープ構造体が3層のシートとモルタルによって完全に閉じられる前に生じたものといわざるを得ない。東面遮水シートは当該フラットバーを覆い隠すように溶着されていたから (丁2, 12, 13)、フラットバーが何らかの原因でちぎれた (切断され
10 された) 場合、必然的に、その付近のシートや溶着部分にも何らかの不具合が生じたと考えなければならない。

ところが、フラットバーについてみると、これを欠損のない正常なフラットバーに取り替えて元通りの施工状態 (捨て貼りシートが接着剤とフラットバーによって点検枡に固定された施工状態) に戻すという施工手順が省略され、
15 フラットバーが150cmも欠損した状態のままパネケープの組立作業が続けられたのである。このような施工状況に鑑みると、本来あるべき復旧作業を行うことより工程遅延を招かないことが優先された可能性が高いといわざるを得ない。

そうだとすれば、北東角解離部分のシートや溶着部分の不具合の復旧作業
20 についても、工程遅延を招かないことが優先され、本来あるべき復旧作業が省略された可能性があることを容易に否定することができない。北東角解離部分のシートの溶着に関する限り、上記一審被告らの上記主張のようにいうことはできないと思われ、その主張を容れて溶着不良があったとする判断を左右することはできない。」

25 (2) 原判決58頁24行目から59頁12行目までを次のとおり改める。

「しかし、前記のとおり、北東角解離部分の隙間 (本件瑕疵) 以外には、貯

留された雨水が流出するような不具合箇所が確認されなかったのであって、本件事故は、北東角解離部分の隙間（本件瑕疵）から雨水が流出して生じた
と推認するのが理に適っている。

5 注入剤の注入工事についてみると、パネケープ槽の北東角の外側に当たる部分（甲26の3頁目のNo22）では注入圧力が基準値に達せず注入をわず
か3回で中止しているのであって（前提事実(18)）、この事実は、注入工事
の前から本件瑕疵が存在した事実を推認させる事情ということではできても、
注入剤の注入工事の際に初めて本件瑕疵が生じた疑いを示す事情ということ
はできない。

10 また、注入工事によって本件貯留槽が西に約20cm移動した事実を認定す
るための的確な証拠は見当たらない。

したがって、上記一審被告らの上記主張を容れて前記推認を覆す事情があ
るとすることはできない。」

4 一審被告上野建設の責任について（争点(3)）

15 前提事実(5)のとおり、一審被告上野建設は、一審被告大高から埋戻し・転圧
工事を受注し、同工事を[]に発注して施工したところ、前記認定説示の
とおり、本件瑕疵が上記埋戻し・転圧工事によって生じたとは認められないか
ら、一審被告上野建設は本件事故につき不法行為責任を負わない。

5 一審被告上野建設を除く一審被告らの責任について（争点(4)ないし(8)、(10)）

20 (1) 一般に、建物は、当該建物並びに周辺の建物や公共施設（道路等）の全て
の利用者との関係で、それら利用者の生命、身体又は財産を危険にさらすこ
とがないような安全性（建物としての基本的な安全性）を備えていなければ
ならないから、建物の建築に携わる設計者、施工者及び工事監理者は、建物
の建築に当たり、上記の全ての利用者に対する関係でも、当該建物に建物と
25 しての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負い、
これを怠ったために建築された建物に基本的な安全性を損なう瑕疵が生じた

場合には、特段の事情がない限り、その瑕疵によって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである（平成19年最判）。

本件貯留槽は、周囲に多数の住宅が立ち並ぶ公園の地下に位置し、そこに
5 大量の雨水を貯留させる大規模な（幅9.61m×長さ20.04m×高さ
4.05m）工作物であるから、ここに貯留した大量の雨水が地中に漏出す
ようなことがあれば、本件貯留槽より低い位置にある多数の住宅や道路等
の公共施設に浸水被害を及ぼす危険がある。したがって、平成19年最判が
述べる不法行為法の解釈は、本件貯留槽にも妥当するものといわなければなら
ない。

10 そして、実際に、本件事故の際、北東角解離部分から地中に流出した雨水
は、隣接住宅6戸の外壁、車庫、インターホン等にまで浸水したことから明
らかなどおり、本件瑕疵（北東角解離部分に約70cmにわたって雨水が流出
する隙間があること）は本件貯留槽の基本的な安全性を損なう瑕疵であると
いわなければならない。

15 したがって、本件貯留槽の設計者、施工者及び工事監理者は、本件瑕疵に
よって一審原告に損害が生じたと認められる場合には、不法行為に基づき、
その損害を賠償すべき責任を負うと解される。そこで、以下、一審被告上野
建設以外の一審被告らが、本件瑕疵との関係で、上記の注意義務の懈怠があ
り、不法行為責任を負うかどうかについて検討する。

20 (2) 一審被告洛西建設は、土木・建築の設計、監理、施工などを目的とする会
社であり、本件開発行為の開発許可を得る際、事業主として一審原告と事前
協議を行い、本件技術指針に従って本件貯留槽を施工し、これを一審原告に
引き渡すこととの条件を承諾することより、本件開発行為に関する一審原告
の同意を得たのである。

25 一審被告洛西建設は、本件開発行為に係る宅地造成工事を進めるため、自
らの責任において、公共施設である本件貯留槽を施工し設置すべき立場にあ

り（前提事実(3)(9)(10)）、協力業者である一審被告大高にその設置工事を発注してこれを施工したのであるから、パネケープ槽の遮水工事の施工者である。

5 (3) 一審被告大高は、土木・建築請負業などを目的とする会社であり、一審被告洛西建設から、本件貯留槽設置工事を含む本件開発行為に関する工事一式の施工を請け負い、本件貯留槽設置工事のうち土木工事等の施工を一審被告上野建設に、パネケープの組立・遮水工事の施工を、パネケープの製造販売業者である一審被告エバタに下請発注し、一審被告エバタは同工事の施工を請け負ったのである。

10 一審被告エバタは、本件貯留槽の施工に用いるパネケープを供給するとともに、一審被告東ソー・ニッケミにパネケープの組立・遮水工事の施工を下請発注し、一審被告東ソー・ニッケミはその施工を請け負ったのである。

防水工事業を営む一審被告みすゞ産業は、一審被告東ソー・ニッケミの依頼に基づき、パネケープの組立・遮水工事の実際の作業に従事し、同工事を施工したのである。

15 したがって、一審被告みすゞ産業はパネケープ槽の遮水工事の実際の施工者であり、一審被告大高、同エバタ及び同東ソー・ニッケミはパネケープの遮水工事を含む工事の施工を請け負ったのであるから、これら一審被告4名は、いずれも、パネケープ槽の遮水工事の施工者といえることができる。

20 (4) したがって、一審被告洛西建設、同大高、同エバタ、同東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業の一審被告5名は、パネケープ槽の遮水工事の施工者として、遮水シートと捨て貼りシートの溶着不良という、本件貯留槽の基本的な安全性を損なう瑕疵が生じないよう配慮すべき注意義務を負っていたといわなければならないが、本件瑕疵はその注意義務の懈怠という不法行為によって生じたといわなければならない。

25 上記一審被告5名の不法行為は、一審被告洛西建設から一審被告みすゞ産業に至る階層的な指揮命令関係を形成する複数施工者の所為であるから、民

法719条1項所定の「共同の不法行為」になる。

したがって、上記一審被告5名は、連帯して（いわゆる不真正連帯債務）一審原告に生じた後記6の損害を賠償すべき責任を負う。

6 一審原告の損害について（争点(9)）

5 (1) 認定事実

証拠（甲11ないし16，甲34の1ないし3，甲35の1，2，甲36，37，51，60ないし63，67，68， （原審））及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 一審原告は、本件事故の後、日水コンに本件事故原因の調査を依頼した。

10 日水コン調査は、パネケープ構造体を解体撤去しないで行われたため北東角解離部分を発見するものではなく、したがって、本件事故の原因を突き止めるものではなかったが、日水コンの報告書は、「今後の課題」として次の①ないし④のとおり指摘しており、本件貯留槽を補修して再使用することが非常に困難であるとするものであった（甲23の38頁，39頁）。

15 ① 漏水箇所は送煙試験や水張り試験及びファイバースコープにより推定することはできても、これにより漏水箇所を特定することはできない。

② 漏水箇所の特定のためには本件貯留槽の周囲を掘削して目視で確認する必要があるが、周囲の掘削は困難である。

20 ③ たとえ漏水箇所が特定されたとしてもパネケープと点検枡が存在するため施工空間が狭すぎて補修工事が困難である。

④ 本件貯留槽を再使用するためには、土圧によるパネケープ構造体の変形を復旧する必要があるが、既に本件貯留槽に近接して家屋が建築されている状況ではその作業も困難である。

25 イ 一審原告は、日水コンに対し、調査業務委託費として14.7万円を支払うとともに（甲11），日水コンの調査報告を踏まえて検討し、本件貯留槽を解体撤去し、容量727㎡の本件貯留槽と同等の雨水貯留が可能な鉄

筋コンクリート造の代替施設を設置することにした。

5 ウ 日水コンは、本件貯留槽を廃止する場合でも、これを残置したまま代替施設を設置することは、既に発生している偏土圧によるパネケーブ槽の変形状況から危険であるとしていたが（甲23の39頁）、セメント系注入剤を注入して東側空間に存在する隙間を早急に充てんする必要があることまで勧告するものではなかった。

10 しかし、一審原告は、独自の判断で、東側空間の状況を調査し、早急にセメント系注入剤を注入してその部分の隙間を充てんすることにし、その調査のための掘削及び復旧工事に40万9500円を支出し（甲12、13）、注入工事に252万円を支出した（甲14）。

エ 一審原告は、入札を実施して選定した業者である京都土木株式会社との間で、北野台公園の撤去及び本件貯留槽を解体撤去する工事、撤去後の北野台公園地下に鉄筋コンクリート製の雨水貯留槽を築造する工事及び北野台公園の復元工事の施工を目的とする請負契約を締結した。

15 それら工事は、平成23年8月に開始され、平成24年9月頃に完了した（それら工事のうち本件貯留槽の解体撤去作業の途中で北東角解離部分の存在が発見された。）。一審原告は、それら工事費用として同社に対し合計9362万3250円を支払った（甲34の1ないし3、甲60）。

20 オ もっとも、本件貯留槽の西側は埋め戻されたうえ、本件貯留槽に近接してその西側に多くの住宅が建築されており、パネケーブ構造体の全部を撤去することは住宅下部の地盤を崩落させる危険があったため（前提事実(4)のとおり、本件貯留槽の南側と西側には土留めの擁壁は設けられていない。）、パネケーブ構造体の西側一列のパネケーブ構造体の部分に、パネケーブ構造体を維持したままコンクリートを充てんしてコンクリート壁を築造し、
25 その後に本件貯留槽の解体撤去作業が行われた。また、解体撤去後の空間の内側に鉄筋コンクリート製の貯留槽が築造された。その結果、本件貯留

槽の空間に設置された貯留槽の容量は398 m³にすぎなかった。

そのため、一審原告は、入札を実施して選定した業者であるカミノ建設株式会社との間で、北野台公園の西側の道路（公道）の下に容量329 m³の鉄筋コンクリート造の細長い貯留槽を築造する工事を目的とする請負契約を締結し、同社に対し、その工事費用として4418万5050円を支払った（甲35の1，2，甲61）。

カ 道路下に貯留槽を築造するには既存のガス管を移設する必要があったためその移設工事も行われ、一審原告は、ガス管移設工事に7万3000円を支払った（甲36）。

キ 一審原告は、上記エ及びオの工事の実施設計業務を日水コンに委託し、これを遂行した同社に対し、435万7500円を支払った（甲16）。

ク 本件事故により、本件貯留槽からの雨水流出の結果、東側住宅6戸の外壁、車庫、インターホン等に浸水があったが（前提事実(3)）、一審原告は、それら6戸の電気器具が損傷して漏電が生じているかどうかを調査する必要があるため、その調査を実施し、その調査費用として56万7000円を支出した（甲15）。

ケ 上記被害住戸6戸において浸水を契機とする結露被害が生じたので、一審原告は、各戸の車庫のコンクリートに断熱塗装工事を行い、その費用として合計158万7300円を支出した（甲37，67）。

(2) 本件瑕疵と相当因果関係に立つ損害

ア 本件貯留槽からの雨水流出が強く疑われる本件事故が発生した以上、本件貯留槽の管理者であり地方公共団体である一審原告としては、本件事故原因の調査をせざるを得ないこと、本件貯留槽を補修して再使用することが非常に困難であるとした日水コンの結論は結果的に正鵠を射たものであったことに照らせば、前記(1)アの調査費用は本件瑕疵と相当因果関係に立つ損害と認めるのが相当である。なお、前記(1)アの調査は、北東角解離部

分を発見し本件瑕疵の存在を明らかにしたものではなかったが、パネケーブ構造体を解体撤去しないで行う調査において北東角解離部分を発見することは殆ど不可能と言い得るから、その点は前記(1)アの調査費用と本件瑕疵の因果関係を否定する根拠となり得ないというべきである。

5 イ 本件貯留槽の西側は埋め戻されたうえ、本件貯留槽に近接してその西側に多くの住宅が建築されている状況下で、本件貯留槽と同じ場所に、これと同じ容量と構造の工作物を築造することは不可能であり、また、パネケーブ槽による漏水事故が発生したのであるから、一審原告が鉄筋コンクリート造の代替施設を2箇所に分散して築造することにしたのもやむを得ない選択というべきであり、前記(1)エ、オ及びカの工事費用並びに同キの実施設計委託費は、本件瑕疵と相当因果関係に立つ損害と認めることができる。

10

ウ 一審原告は、土地の工作物である本件貯留槽の管理者であったから、本件住戸の被害住民に対する国家賠償法2条所定の損害賠償責任を免れないのであり、前記(1)ク及びケの費用は、本件瑕疵と相当因果関係に立つ損害

15

エ したがって、一審被告洛西建設、同大高、同エバタ、同東ソー・ニッケミ及び同みずゞ産業が連帯賠償すべき損害は、前記(1)アの調査費用147万円、同エの工事費用9362万3250円、同オの工事費用4418万

20

5050円、同カの費用7万3000円、同キの委託費435万7500円、同クの調査費用56万7000円、同ケの費用158万7300円の合計1億4586万3100円となる。

オ ところで、一審原告は、東側空地へのセメント系注入剤の注入工事に要した費用292万9500円(前記(1)ウの掘削、復旧及び注入工事の費用合計)も本件瑕疵と相当因果関係に立つ損害であると主張するが、東側空間の埋戻し・転圧不良は本件事故の原因とは認められないし、日水コンが

25

上記工事の実施を勧告したわけでもないから、本件瑕疵と相当因果関係に立つ損害と認めることができない。

カ 一審原告主張の断熱塗装費用(未実施分)19万0350円については、これが支出された事実又はその支出が確実に必要となった事実を認めるための証拠が見当たらないから、これを一審原告の損害と認めることはできない。

7 過失相殺(争点(1))

一審被告上野建設を除く一審被告らは、一審原告は、平成18年3月に本件貯留槽を現地で確認し、その引渡しを受ける際、本件貯留槽を満水にして漏水箇所の有無を確認すべき注意義務があったのにこれを怠ったのであり、その注意義務を尽くしていれば同時点で水漏れを発見でき、本件貯留槽の補修費用は1461万6000円を上回らなかったとし、一審原告の上記過失が損害を拡大させたとして、過失相殺すべきである旨主張する。

しかしながら、一審原告と一審被告らとの間においては、引渡しに際して漏水箇所の有無を調査確認すべき注意義務を追うのは、施工者である同一審被告らであるというべきであり、一審原告には、いわゆる検収義務としてそのような調査確認義務があるとすべき根拠は見当たらない。

また、一審被告らは、一審原告は、管理開始から約3年間も供用を開始せず、その間に試運転もしなかったこと、本件事故の際、多量の降雨にかかわらず流出口バルブの開放が不十分であったことも指摘する。

しかしながら、本件事故の原因は、遮水工事の施工不良によって生じた本件瑕疵である。管理開始後すぐに供用を開始せず、試運転もしなかったことや流出口バルブの開放が十分でなかったことが、本件瑕疵と並んで、本件貯留槽からの雨水漏出の一因となったとか、本件事故による被害を拡大させたとの事実関係を証拠によって認めることはできない。

一審被告らの過失相殺の主張は認められない。

第4 結論

1 以上によれば、一審原告の請求は、一審被告上野建設を除く一審被告らに対し、1億4586万3100円及びこれに対する平成21年7月23日（本件事故発生日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、一審被告上野建設を除く一審被告らに対するその余の請求及び一審被告上野建設に対する請求はいずれも理由がないから棄却するのが相当である。

2 原審の判断のうち上記と異なる部分は相当ではないから、一審原告の本件控訴に基づき原判決を上記のとおり変更することとし、一審被告東ソー・ニッケミ及び同みすゞ産業の本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官

中本 敏嗣 

裁判官

橋 詰 

裁判官

三島 恭子 

これは正本である。

平成31年4月25日

大阪高等裁判所第6民事部

裁判所書記官 尾崎ひとみ

